



2026年2月17日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長・C E O 寺 下 史 郎  
(コード番号: 6035、東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 藤 原 豊  
(TEL. 03-3519-6750)

**(開示事項の経過) 当社子会社に対する上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ**

当社の連結子会社である株式会社アイ・アールジャパン（以下、「当社子会社」といいます。）は、アジア開発キャピタル株式会社（以下、「ADC社」といいます。）及びアジアインベストメントファンド株式会社（以下、「AIF社」といいます。）から提起された訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）において、2025年7月18日付で東京地方裁判所よりADC社らの請求を棄却する旨の判決（以下、「第一審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました。これに対し、2025年9月3日付「(開示事項の経過) 当社子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示のとおり、ADC社らは第一審判決を不服とし、東京高等裁判所に対して控訴を提起しておりましたが、2026年1月21日付にて、東京高等裁判所よりADC社らの控訴を棄却する判決（以下、「控訴審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました。

この控訴審判決に関し、2026年2月16日、東京高等裁判所より、上告提起通知書、上告受理申立て通知書及びADC社による上告状兼上告受理申立書（以下、「本書面」といいます。）を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告の提起及び上告受理申立てがあった裁判所及び年月日

(1) 裁判所 最高裁判所  
(2) 上告日及び上告受理申立日 2026年2月6日（本書面受領日：2026年2月16日）

2. 上告の提起及び上告受理申立てがなされるに至った経緯

本件訴訟につきましては、2026年1月21日付「(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟（控訴審）の棄却判決（勝訴）に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日、東京高等裁判所より、当社子会社の主張を全面的に認め、ADC社らの控訴を棄却する判決の言渡しを受けておりましたが、ADC社らは、控訴審判決を不服として、最高裁判所に上告の提起及び上告受理申立て（以下、「本件上告」といいます。）を行ったものであります。

3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者の概要

(1) 名称 アジア開発キャピタル株式会社  
(2) 本店所在地 東京都江東区三好四丁目6番17号  
(3) 代表者 アンセムウォンシュウセン

(1) 名称 アジAINベストメントファンド株式会社  
(2) 本店所在地 東京都港区赤坂九丁目7番2  
(3) 代表者 アンセムウォンシュウセン

#### 4. 上告の提起及び上告受理申立ての内容

##### (1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

##### (2) 上告受理申立ての趣旨

・上告を受理する。

・原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

##### (3) 上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

#### 5. 今後の見通し

上記4.(3)のとおり、上告理由書及び上告受理申立理由書が未提出の状況ではありますが、当社子会社といたしましては、これまでの訴訟において充分に審理は尽くされており、控訴審判決が妥当な判断であると認識しておりますところ、本件上告についても適切に対応してまいります。

なお、本件上告による現時点での当社の業績等への影響は見込んでおりませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上